損害賠償の算定基準の考え方を判示した 知財高裁大合議判決 「美容器事件」

知財高裁令和2年2月28日判決(平成31年(ネ)第10003号) -



日本大学法学部(大学院法学研究科) 教授(弁理士) 加藤 浩

第1 はじめに

令和2年2月28日、特許権の侵害事件について、知財高裁・大合議判決「美容器事件¹」が示された。本判決は、知財高裁として14番目の大合議判決である。

この判決では、「美容器」に関する特許権の侵害が認定され、差止めと損害賠償の請求が認められた。判決では、損害賠償額の算定の考え方として、特許法102条1項の解釈について判示されている。今後、特許侵害訴訟において、特許法102条1項に基づく損害賠償を検討するうえで参考になる判決である。

第2 事件の概要

1. 事件の経緯

この事件は、発明の名称を「美容器」とする2つの特許権(特許第5356625号、及び、特許第5847904号。各々、本件特許権1、及び、本件特許権2といい、併せて、本件各特許権という。)を有する一審原告が、一審被告に対し、一審被告が「ゲルマ ミラーボール美容ローラー シャイン」という名称の美容器等9種類の美容器(被告製品)の製造・販売等をすることは、本件各特許権を侵害すると主張して、特許法100条1項及び2項に基づく差止め、廃棄、及び、特許法102条1項の損害金5億円(一部請求)の支払などを求めた事案である。

原審²は、被告製品の製造・販売等は、本件特許権2を侵害すると判断したうえで、被告製品の製造・販売等の差止め、廃棄を認めるとともに、損害賠償請求の一部を認めた。原審は、特許法102条1項の損害額の算定に当たって、原告製品の単位数量当たりの利益の額に被告製品の譲

¹ 知財高裁令和2年2月28日判決(平成31年(ネ)第10003号)「美容器事件」

² 大阪地裁平成30年11月29日判決(平成28年(ワ)第5345号)「美容器事件」

渡数量を乗じた額から、特許法102条ただし書の事情として5割を控除し、さらに、寄与度を考慮して9割の減額をした。

これに対して、一審原告及び一審被告の双方は、原審の判断を不服として、知財高裁に控訴した。なお、一審原告は、控訴審において、損害賠償金額を3億円から5億円に拡張した。

2. 前提事実

(1) 当事者

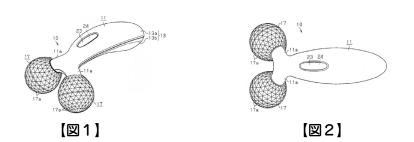
- 一審原告は、健康機器、美容機器、医療用具、医薬部外品の企画、開発、製造、販売等を業と する株式会社である。
 - 一審被告は、健康機器、美容健康機器等の販売、輸出入業務等を業とする株式会社である。

(2) 本件特許権

本件特許権1及び本件特許権2の特許請求の範囲は、以下に示すとおりである。(以下、各特許を「本件特許1」、「本件特許2」といい、本件特許1の請求項1に係る発明を「本件発明1」といい、本件特許2の請求項1に係る発明を「本件発明2」という。)。なお、以下に示す図1、図2は、それぞれ本件各特許権の特許公報より引用したものである。

<本件特許1>

【請求項1】ハンドルの先端部に一対のボールを、相互間隔をおいてそれぞれ一軸線を中心に回転可能に支持した美容器において、往復動作中にボールの軸線が肌面に対して一定角度を維持できるように、ボールの軸線をハンドルの中心線に対して前傾させて構成し、一対のボール支持軸の開き角度を65~80度、一対のボールの外周面間の間隔を10~13mmとし、前記ボールは、非貫通状態でボール支持軸に軸受部材を介して支持されており、ボールの外周面を肌に押し当ててハンドルの先端から基端方向に移動させることにより肌が摘み上げられるようにしたことを特徴とする美容器。



<本件特許2>

【請求項1】基端においてハンドルに抜け止め固定された支持軸と、前記支持軸の先端側に回転可能に支持された回転体とを備え、その回転体により身体に対して美容的作用を付与するようにした美容器において、前記回転体は基端側にのみ穴を有し、回転体は、その内部に前記支持軸の先端が位置する非貫通状態で前記支持軸に軸受け部材を介して支持されており、軸受け部材は、前記回転体の穴とは反対側となる先端で支持軸に抜け止めされ、前記軸受け部材からは弾性変形可能な係止爪が突き出るとともに、軸受け部材は係止爪の前記基端側に鍔部を有しており、同係止爪は前記先端側に向かうほど軸受け部材における回転体の回転中心との距離が短くなる斜面を有し、前記回転体は内周に前記係止爪に係合可能な段差部を有し、前記段差部は前記係止爪